

ふるさと寄附金の納付手続について

この度は千葉県へのふるさと寄附を御検討いただきありがとうございます。

ふるさと寄附金を御納付いただくに当たっては、下記の手順でお手続をしていただく必要がありますので、御確認ください。

1 寄附金の納付手続

(1) 寄附申出書の入手

- ①千葉県ホームページ『ふるさと納税（個人住民税の寄附金控除）について』から印刷する。
- ②郵送によって受け取る。 <http://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/furusato.html>



(2) 寄附申出書の提出

寄附申出書に必要な事項（住所・氏名・日中の連絡先等・寄附金額・寄附金の希望使途・申告特例制度の希望の有無）を記載して、事業担当課又は税務課へ送付してください。

※寄附金の使途については、具体的に記入してください。
(使途希望がない場合は、その旨ご記入ください)



(3) 県庁内での寄附金受入手続き

寄附申出書を受領後、寄附金受入手続きを行います。
手続き終了後、担当課から御連絡させていただきます。



(4) 寄附金の納付（次のいずれかの方法になります。）

①千葉県内に本・支店のある取扱金融機関からの納付

県から納付書を送付いたしますので、千葉県内に本・支店のある取扱金融機関窓口にて御納付をお願いします。

金融機関窓口にて、領収証（納付書兼領収証）が手渡されます。

※取扱金融機関は、千葉県ホームページを参照してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suitou/kinyuukikan.html>

②現金書留による郵送

寄附金受入担当課から連絡があった後に、現金書留にて郵送願います。

(郵送料はご負担となります。)

現金書留受領後に、県から領収証を送付いたします。

※領収証は確定申告書の添付書類となりますので、大切に保管してください。

2 お問い合わせ窓口

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県 総務部 税務課 課税調査班

電話：043(223)2117

MAIL：zeimu18@mz.pref.chiba.lg.jp

3 寄附金控除（所得税及び個人住民税）を受けるための手続きについて

ふるさと寄附金を行った場合の、所得税及び個人住民税の控除を受けるためには、以下のお手続きが必要となります。

(1) 所得税確定申告による手続き

寄附を行った翌年に所得税確定申告書を提出して控除を受けます。

(必要添付書類：寄附した団体から交付された寄附金の受領証等)

詳しくは、総務省ホームページ（ふるさと納税など個人住民税の寄附金税制）を御確認ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_3_kojin.html

(2) 申告特例による手続き（所得税確定申告書の提出をしないで控除を受けられる場合）

●対象となる方の要件（①②ともに満たす方）

①所得税確定申告書の提出が必要のない方

（1ヶ所からの給与所得のみ、公的年金のみの方など）

②ふるさと寄附金の寄附先が5団体以内

●申告特例を受ける場合の手続き

(手続者)

①寄附申出書の「申告特例制度の希望」の回答欄に1（希望する）を記入し、寄附を行っていただいた上で「申告特例申請書」を本県に提出してください。
※申請書の様式は、千葉県ホームページからダウンロードしてください。
※申請書を送付する際は、封筒に「申告特例申請書 在中」と朱書してください。

(寄附者)



②県から住所地所在の市町村に対し、申告特例通知書を送付します。
(県から市町村への送付期限：寄附翌年の1月31日)

(県)



③寄附を行った翌年度の住民税から税額を控除
※申告特例の適用を受けた場合、所得税及び復興所得税分の控除も住民税から控除され、所得税からの控除はされません。

(市町村)

【注意事項】

申告特例の申請書を提出後に、申請事項（住所等）に変更があった場合には、1月10日までに「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要となります。

●申請書の提出があっても申告特例を受けられない場合（以下のいずれかに該当）

①確定申告書の提出が必要となった場合

②6以上の地方公共団体に寄附をした場合

③「申告特例申請事項変更届出書」を提出しなかった場合（県から申告特例通知書を受けた市町村と、賦課期日（寄附した翌年の1月1日）現在の住所地の市町村が異なる場合）

※申告特例制度を希望した場合でも、6以上の地方公共団体に寄附をした場合や寄附の翌年に所得税確定申告書の提出をした場合には申告特例制度の適用はなくなりますので、医療費控除などを受けるために所得税確定申告書を提出する場合には、必ず申告書への寄附金控除の欄の記入と領収証等の添付をしてください。